

京都市興行場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月14日

京都市長 門川 大作

京都市規則第56号

京都市興行場法施行細則の一部を改正する規則

京都市興行場法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「者」の右に「(以下「申請者」という。)」を加え、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 契約書その他の申請者が当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類（興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）から当該興行場営業を譲り受けた場合に限る。）

第4条各号列記以外の部分中「興行場営業を営む者（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第1号中「戸籍謄本」の右に「又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

第1号様式（表面）中「営業の種別」を「※営業の種別」に、

「

仮設又は臨時の興行場の 興行期間	年 月 日から 年 月 日まで	を
---------------------	-----------------	---

」

「

仮設又は臨時の興行場の 興行期間	年 月 日から 年 月 日まで		
営業の 譲受け	譲受けの有無	<input type="checkbox"/> 有 { 許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号 } <input type="checkbox"/> 無	に
	変更の有無	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 営業の種別 <input type="checkbox"/> 構造設備) <input type="checkbox"/> 無	

」

改め、同様式（裏面）注以外の部分中「構造設備」を「※構造設備」に改め、同様式（裏面）注を同注2とし、同注2の前に次のように加える。

- ※印の欄は、営業を譲り受けた場合で、営業の種別又は構造設備に変更がないときは、記入する必要はありません。

第1号様式（裏面）注に次のように加える。

3 変更の有無の欄は、営業を譲り受けた場合にのみ記入してください。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）